

## 広島市建設コンサルタント等業務調査技術基準

### (目的)

第1条 この技術基準は、広島市建設コンサルタント等業務調査要領第9条に基づき、広島市が発注する建設コンサルタント等業務（以下「業務」という。）の調査に必要な技術的基準を定めることにより、調査の適切な実施を図ることを目的とする。

### (調査の実施)

第2条 調査職員は、調査の視点（別表）の各項目について、十分留意のうえ調査を実施するものとする。

### 附 則

この基準は、平成19年4月1日から適用する。

### 附 則

この基準は、平成25年8月1日から適用する。

別表（調査の視点）

項 目	業 務 内 容	備 考
1. 業務発注前	<input type="checkbox"/> ○事業の目的を十分理解し、現地の踏査、既存資料の確認などを行った上で、事業目的が達成できる業務内容となるよう、業務の範囲、内容、数量、工期等を決定する。 <input type="checkbox"/> ○照査技術者を配置すべき業務については、その旨を特記仕様書に明記する。 <input type="checkbox"/> ○発注前に、発注者が行うべき手続きがあれば、遺漏なく行っておく。 <input type="checkbox"/> ・法令等に基づく手続き <input type="checkbox"/> ・周辺住民への周知（地元説明会、ちらしの配布等） <input type="checkbox"/> ・関連事業者及び関係機関との調整 <input type="checkbox"/> ・その他	契約前の留意事項を、参考で記載した。
2. 業務着手時 (1) 提出書類の確認  (2) 業務計画書  (3) 技術者の確認  (4) その他	<input type="checkbox"/> ○業務着手時に提出すべき書類について確認する。 <input type="checkbox"/> ・業務工程表（契約締結後 7 日以内）＜根拠：契約約款＞ <input type="checkbox"/> ・業務計画書（測量業務は、作業計画書）＜根拠：共通仕様書＞ <input type="checkbox"/> 測量業務、調査・計画業務、土木設計業務：契約締結後 15 日以内 建築設計業務：契約締結後 7 日以内 <input type="checkbox"/> ・管理技術者・照査技術者通知書（照査技術者については、設計図書においてその設置を定めた場合）（根拠：契約約款） <input type="checkbox"/> ・その他、契約図書で示した書類  <input type="checkbox"/> ○業務計画書について、次のことを確認し、不備な点・改善すべき点等があれば、管理技術者に指示等を行う。 <input type="checkbox"/> ・契約図書（共通仕様書、特記仕様書等）で示す必須記載事項が記載されているか。 <input type="checkbox"/> ・記載されている測量・調査・計画・設計手法や検討手法等が、当該業務の目的に適合しているか。 <input type="checkbox"/> ・業務計画書における記載事項間の整合が図られているか。 <input type="checkbox"/> ・業務で使用する技術基準、マニュアル、参考図書等が適切に記載されているか。 <input type="checkbox"/> ・法令等に基づく手続きが必要な業務について、必要な手続きを、適切な時期に行う旨が記載されているか。 <input type="checkbox"/> ・他の関連事業者及び関係機関との調整が必要な業務の場合、その調整時期、調整内容等が、適切に記載されているか。 <input type="checkbox"/> ・照査技術者を配置する場合、照査計画書が添付され、業務完了後には照査報告書を提出する旨が記載されているか。また、その内容が適切か。（参考図書：「詳細設計照査要領（国土交通省）」）  <input type="checkbox"/> ○受注者から通知された管理技術者および照査技術者（照査技術者については、設計図書において配置を求める場合）について、次の事項を確認する。 <input type="checkbox"/> 【確認事項】 ①受注者との雇用関係：公的機関が発行した書類等により確認する。 <input type="checkbox"/> ②技術者の資格：設計図書において資格を規定している場合は、資格証の写しなどにより確認する。  <input type="checkbox"/> ○調査職員（権限分担・権限委任）通知書により、調査職員の氏名（権限を分担した場合又は権限を委任した場合には各々の権限の内容）を受注者に通知する。（変更したときは、調査職員変更通知書で同様に通知する。）	契約・工物4 契・建築4  契約・工物11,12 契・建築14,15  契約・工物10 契・建築13

項 目	業 務 内 容	備 考
	<input type="checkbox"/> ○業務を行うにつき、第三者の土地への立ち入りが必要な場合は、受注者に身分証明書交付申請書を提出させ、身分証明書を交付すること。	契・コル14
<p>3. 成果物の数量及び品質について(業務履行途中及び完了時)</p> <p>(1) 共通事項</p> <p>(2) 測量業務 (注1)</p> <p>(3) 調査・計画業務 (注2)</p> <p>(4) 土木設計業務 (注3)</p>	<input type="checkbox"/> ○成果物の品質を確保するため、業務の履行途中及び完了時において、次のことを確認し、不備な点、改善すべき点等があれば、管理技術者に指示等を行う。 <p><b>【数量】</b></p> <input type="checkbox"/> ○成果物の数量は、契約図書に示されている数量と合致しているか。 <p><b>【品質】</b></p> <input type="checkbox"/> ○成果物は、わかりやすく、的確に取りまとめられているか。 <input type="checkbox"/> ○成果物(図面、報告書、その他資料)に、誤謬、脱漏などのミスはないか。(成果物の一部を抽出してチェックする) <input type="checkbox"/> ○成果物は、適切な技術基準等により実施されているか。 <input type="checkbox"/> ○契約図書で照査技術者の設置を求めている業務においては、照査計画に基づく照査が的確に行われていることが、照査報告書で確認できるか。 <p><b>【数量】</b></p> <input type="checkbox"/> ○広島市公共測量作業規程で規定されている成果物が作成されているか。 <input type="checkbox"/> ○現地に、成果物(測量標等)が適切に設置されているか。 <p><b>【品質】</b></p> <input type="checkbox"/> ○広島市公共測量作業規程に基づく品質を確保しているか。 <input type="checkbox"/> ・精度管理が確実に行われており、制限値内か。 <input type="checkbox"/> ・測量機器等の選定は適切であり、所定の検定を受けたものを使用しているか。 <input type="checkbox"/> ・点検計算が所定の方法で行われ、許容範囲内か。 <input type="checkbox"/> ・平均計算による誤差は許容範囲内か。 <input type="checkbox"/> ○観測手簿等に作為は見受けられないか。 <p><b>【数量】</b></p> <input type="checkbox"/> ○現地に、成果物となる観測機器、調査位置表示等が適切に設置されているか。 <p><b>【品質】</b></p> <input type="checkbox"/> ○精度管理が確実に行われており、制限値内か。 <input type="checkbox"/> ○解析方法、計算方法は適切か。 <input type="checkbox"/> ○調査結果と、検討・解析過程に矛盾点が無く、整合しているか。 <input type="checkbox"/> ○検討、解析に使用した技術資料(技術基準、マニュアル、共通仕様書等)は明確になっているか。 <input type="checkbox"/> ○設計、施工に使用しやすい報告書、図面となっているか。 <input type="checkbox"/> ○調査機器の点検が所定の方法で行われているか。 <input type="checkbox"/> ○調査記録等に作為は見受けられないか。 <p><b>【品質】</b></p> <input type="checkbox"/> ○設計内容は、測量及び調査解析結果を反映しているか。 <input type="checkbox"/> ○業務の目的を達成するため、現場の特性に合わせて、経済性、安全性、施工性、環境保全及び施工後の維持管理等を考慮し、総合的に最も適切な設計内容となっているか。 <input type="checkbox"/> ○工法選定に当たっては、可能な工法のうちから、経済性、安全性、施工性及び周辺環境へ与える影響等を考慮し、総合的な判断により決定しているか。	

項 目	業 務 内 容	備 考
(5) 建築設計業務 (注4)	<input type="checkbox"/> ○設計に使用した技術基準等が、明確であり、適切か。 <input type="checkbox"/> ○設計方法、数量計算方法及び構造物の安全率は適切か。 <input type="checkbox"/> ○積算、施工に使用しやすい報告書、図面となっているか。 <input type="checkbox"/> ○施工計画書に必要事項が記載されているか。 <input type="checkbox"/> ○特殊工法を採用している場合、施工上の留意点が記載されているか。 <input type="checkbox"/> ○土木工事に係る設計業務については、数量計算書が、土木工事数量算出要領（国土交通省）により算出され、取りまとめは適切か。 <input type="checkbox"/> ○概算工事費の算定方法は適切か。 <input type="checkbox"/> ○設計で使用されている材料は適切か。 <input type="checkbox"/> ○設計内容は、コスト縮減の検討がなされているか。 <input type="checkbox"/> ○設計計算書における設計条件が適切に設定されており、その計算結果が、適切に図面及び数量計算書に反映されているか。 <input type="checkbox"/> ○詳細設計においては、詳細設計照査要領（国土交通省）に準じた照査を実施しているか。 <input type="checkbox"/> ○設計の過程（設計の与条件から設計結果）が、的確かつ簡潔にまとめられているか。 <input type="checkbox"/> ○図面の表記に、企画意図や目的が表現されているか。 <input type="checkbox"/> ○図面に、不足や単純ミスがなく、十分な書き込みがなされているか。 <input type="checkbox"/> ○数量計算書、数量調書、資料等は、的確なとりまとめがなされているか。 <input type="checkbox"/> ○設計と条件が的確に理解されているか。 <input type="checkbox"/> ○十分な技術検討がなされているか。 <input type="checkbox"/> ○コスト管理、コスト縮減や環境対策等の検討がなされているか。 <input type="checkbox"/> ○施工に関する一般的な知識を備えた設計となっているか。	
4. 業務履行途中 (その他事項) (1) 業務の履行状況の把握 (2) 貸与品等の確認、引渡し (3) 契約図書に基づく指示、請求、通知、承諾、質問、回答、協議等 (4) 関係機関等との協議・調整等 (5) 業務内容の修補請求	<input type="checkbox"/> ○受注者からの再委託等に関する申請及び通知の有無を確認するとともに、必要に応じて打合せ等を行い、業務の履行状況について把握する。 <input type="checkbox"/> ○なお、打合せを実施した場合は、その内容についてはその都度受注者が業務打合せ簿に記載し、相互に確認する。 <input type="checkbox"/> ○契約図書等に定められた貸与品等については、その品名、数量等を確認し、引渡しを行う。返還があった場合も同様とする。なお、貸与品等の引渡し、返還があった場合は、受注者から貸与品借用書、または支給品受領書、貸与品返還書、支給品使用状況報告書を提出させる。 <input type="checkbox"/> ○業務を適正かつ円滑に実施するため、契約図書に示された指示、請求、通知、承諾、質問、回答、協議等を書面により適切に行うものとする。 <input type="checkbox"/> ○業務に関して、関係機関等との協議・調整等における必要な措置を行う。 <input type="checkbox"/> ○業務の内容が契約図書、又は発注者の指示若しくは発注者及び受注者の協議の内容に適合しない事実を発見した場合で、必要であると認められるときは、修補の請求を行う。	契・工効8 8の28の3,16 契・建築11, 11の2,11の3,17 契・工効17 契・建築18 契・工効3 契・建築3 契・工効18 契・建築19

項 目	業 務 内 容	備 考
(6) 条件変更に関する確認、調査、検討、通知	<input type="checkbox"/> ○契約約款（契・コンサル 19(1)①～⑤又は契・建築 20(1)①～⑤）に規定されている事実を発見したとき、又は、受注者から事実の確認を請求されたときは、直ちに調査を行い、その内容を確認し検討のうえ、必要により業務内容の変更、設計図書の訂正内容を定める。 <input type="checkbox"/> ○前項の調査結果を受注者に通知（指示する必要があるときは、当該指示を含む。）する。	契・コンサル 19 契・建築 20
(7) 設計図書等の変更	<input type="checkbox"/> ○契約約款の規定に基づき、必要があると認められるときは受注者と協議のうえ、設計図書等を変更する。	契・コンサル 19,20,22,31 契・建築 20,21,23,30
(8) 委託期間の変更	<input type="checkbox"/> ○契約約款の規定に基づき、必要があると認められるときは受注者と協議のうえ、委託期間の変更を行う。 （業務の委託期間変更の協議開始日について（通知）、業務の委託期間変更協議について（回答））	契・コンサル (19～25) 契・建築 (20～26)
(9) 委託契約金額の変更	<input type="checkbox"/> ○契約約款の規定に基づき、必要があると認められるときは受注者と協議のうえ、委託契約金額の変更を行う。 （業務の委託契約金額変更の協議開始日について（通知）、業務の委託契約金額変更協議について（回答））	契・コンサル (19～22,26) 契・建築 (20～23,27)
(10) 業務担当課長への報告	<input type="checkbox"/> ○業務の全部、又は一部を一時中止する必要があると認められるときは、中止期間を検討し、業務担当課長へ報告する。 <input type="checkbox"/> ○成果物の引渡し前に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害について、その原因、損害の状況等を調査し、業務担当課長へ報告する。 <input type="checkbox"/> ○業務を行うにつき第三者に損害を及ぼしたときは、その原因、損害の状況等を調査し、業務担当課長へ報告する。 <input type="checkbox"/> ○天災等の不可抗力により、調査目的物等の損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し確認結果を業務担当課長へ報告する。 <input type="checkbox"/> ○損害額の負担請求内容を審査し、業務担当課長へ報告する。 <input type="checkbox"/> ○管理技術者、照査技術者、使用人等がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、業務担当課長に報告し措置請求の指示を受ける。 <input type="checkbox"/> ○契約約款に基づき契約を解除する必要があると認められる場合は、業務担当課長へ報告する。 <input type="checkbox"/> ○受注者から契約の解除の通知を受けたときは、契約解除要件を確認し、業務担当課長へ報告する。 <input type="checkbox"/> ○契約が解除された場合において、既履行部分の調査及び既履行部分に相当する委託契約金額の事前協議を行い、業務担当課長へ報告する。	契・コンサル 21 契・建築 22  契・コンサル 28 契・建築 28  契・コンサル 29 契・建築 29  契・コンサル 30  契・コンサル 30  契・コンサル 15 契・建築 16  契・コンサル 43,44 契・建築 42,43  契・コンサル 45 契・建築 44  契・コンサル 46 契・建築 45  契・コンサル 34 契・建築 33
ア 業務の中止の検討及び報告		
イ 一般的な成果物の損害の調査及び報告		
ウ 第三者に及ぼした被害の調査及び報告		
エ 不可抗力による損害の調査及び報告		
オ 管理技術者等に関する措置請求		
カ 契約解除に関する必要事項の作成及び報告		
キ 引渡し前における成果物の使用を行う場合の確認及び報告		

項 目	業 務 内 容	備 考
(11) その他 ①臨機の措置  ②事故等に対する措置  ③暴力団等による不当介入を受けた場合の措置  ④地元対応	<input type="checkbox"/> ○災害防止等のため特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置を求める。  <input type="checkbox"/> ○事故等が発生した時は、速やかに状況を調査し、事故報告書を作成し、業務担当課長に報告するとともに所定の手続きを行う。 <input type="checkbox"/> ○手続きについては、「災害、事故等が発生した場合における初動の基本的処理要領」により行うものとする。  <input type="checkbox"/> ○受注者が暴力団等による不当介入を受けた場合には、毅然とした態度で対応するよう指導するとともに所定の手続きを行う。 <input type="checkbox"/> ○手続きについては、「広島市発注契約における暴力団等による不当介入対応マニュアル」により行うものとする。  <input type="checkbox"/> ○地元関係者からの苦情、要望等に対し適切に対応し、業務の履行に支障のないよう努める。	契・コナル27
4. 業務完了時 (1) 業務成果の確認  (2) 業務成績の評定  (3) 検査日の通知  (4) 業務完了検査等の立会い (5) 検査結果の通知  (6) 引渡書の受理	<input type="checkbox"/> ○業務完了通知書を受理する。 <input type="checkbox"/> ○受注者より提出された業務成果について確認する。  <input type="checkbox"/> ○調査職員は、業務完了のとき「広島市建設コンサルタント等業務成績評定要領」に基づき業務成績の評定を行う。  <input type="checkbox"/> ○検査に先立ち、受注者に対して検査通知書により検査日を通知する。  <input type="checkbox"/> ○調査職員は業務の完了検査、部分完了検査の立会いを行う。  <input type="checkbox"/> ○受注者に業務完了検査結果通知書又は業務完了検査不合格通知書により検査結果を通知する。 <input type="checkbox"/> ○受注者に業務成績評定通知書を通知する。  <input type="checkbox"/> ○受注者から引渡書を提出させる。	契・コナル32 契・建築31      契・コナル32 契・建築31   契・コナル32 契・建築31

- 注) 1. 測量業務 : 「測量業務共通仕様書」第 101 条に規定する「測量業務」  
 2. 調査・計画業務 : 「地質・土質調査共通仕様書」第 101 条に規定する「地質・土質調査」  
                   「設計業務共通仕様書」第 1204 条に規定する「調査業務」  
                   「設計業務共通仕様書」第 1205 条に規定する「計画業務」  
 3. 土木設計業務 : 「設計業務共通仕様書」第 1206 条に規定する「設計業務」  
 4. 建築設計業務 : 「建築設計業務委託共通仕様書」を適用する「建築設計業務」  
 5. 「契・コナル」: 「広島市委託契約約款 (建設コンサルタント等業務用 A)」及び「広島市委託契約約款 (建設コンサルタント等業務用 B)」  
                   「契・建築」: 「広島市委託契約約款 (建築設計業務用)」  
                   「共通仕様書」: 「調査・設計・測量業務等共通仕様書」及び「建築設計業務委託共通仕様書」  
 6. また、「契・コナル」等に続くアラビア数字は条文数を、( )付き数字 ((1)、(2)、...) は項数を、丸付き数字 (①、②、...) は号数を示す。